

客引き行為等の防止に
関する条例が変わりました

重点地区を 指定しました



客引き スカウト NO!!

平成28年
12月1日
から施行

重点地区では…

客引き
ピンクちらし配布に加えて
スカウト禁止



客待ちも禁止
スカウト待ちも禁止



墨田区客引き行為等の防止に関する条例

(平成28年12月1日 一部改正した新規制がスタート)

重点地区
では

下記の
4 5 6
に加えて…

区内全域
では

1 通常の客引き、 客待ちも

居酒屋・カラオケ店・風俗店等への客引き行為のほか、客引きの目的で、相手方を待つ行為（うろつき、たたずみ、たむろする）が禁止されます。



禁止

2 スカウト、 スカウト待ちも

キャバクラやファッションヘルス、アダルトビデオへの出演など、風俗店のスカウトやスカウト待ちについて、そそのかしも含めて禁止されます。



禁止

3 店舗への 立ち入らせも

客引きやスカウトを受けた者を、店舗や施設内へ立ち入らせることも禁止されます。

禁止



4 執ような客引き行為

通行人等不特定の人の中から相手方を特定して、執ように居酒屋、カラオケ店、キャバクラ、ガールズバー等へ、客となるように誘う行為が禁止されています。



禁止

5 ピンクちらし配布等

ピンクちらしを公共の場所で配布すること等が禁止されています。

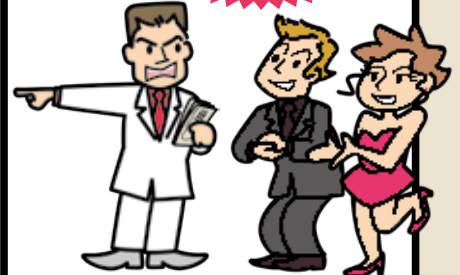


禁止

6 4、5のそそのかし

事業者・従業員の方は、客引き等の行為をしてはいけません。また、事業者の方は従業員にさせてはいけません。

禁止



●違反した場合には…

5万円以下の過料が 科せられます

- 違反行為をした者のほか、事業者にも適用されます。

●警察との連携を強化しました

警察への協力要請や情報提供ができるようになり、協力体制を強化しました。

●調査の権限を強化しました

指導、警告にあたって、違反行為をした者や関係人に対し、必要な調査、質問等ができます。

氏名や店舗名等を 公表します

- 重点地区の禁止行為にも適用されます。
- 店舗等が所在する土地又は建物の所有者又は管理者に対して、違反行為等を通知します。

●店舗場所の契約時にはご注意ください

店舗場所を提供する事業者は、賃貸借契約時や更新時に、客引き行為等をしない旨、誓約させるように努めてください。

客引き行為等を行った場合に契約を解除できる旨、解除条項を定めるように努めてください。

連絡先

●墨田区役所安全支援課
(平日8:30~17:00)
03-5608-6199

●本所警察署
03-5637-0110

●向島警察署
03-3616-0110